



19消安第10237号

平成19年12月19日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

要指示医薬品の投与及び処方に当たっての注意事項について

獣医師法（昭和24年法律第186号）第18条においては、獣医師は自ら診察しないで劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与又は処方をしてはならない旨が規定されており、同条に規定する農林水産省令で定める医薬品としては、獣医師法施行規則（昭和24年農林省令第93号）第10条の5の規定により、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第49条第1項の規定に基づき農林水産大臣が指定した医薬品（以下「要指示医薬品」という。）等が定められているところです。

要指示医薬品等の投与又は処方に当たっては「獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について」（平成4年9月1日付け4畜A第2259号農林水産省畜産局長通知）により、獣医師が自ら定期的に巡回する等して常に当該農場の飼育動物の健康状態を把握している場合等においては、飼育者から病状の聴取等をもって診察と見なすことができると解してきたところです。

しかしながら、最近、獣医師が自ら農場を巡回し診察することなく要指示医薬品を処方している事案が起きたことから、獣医師法第18条の規定の解釈について下記のとおり改めて整理いたしましたので、了知されるとともに、要指示医薬品の適正な投与及び処方がなされるよう関係者へ周知徹底をお願いします。

記

1 要指示医薬品は、その使用に当たって獣医師の専門的な知識と技術を必要とするもの、副作用の強いもの、あるいは病原菌に対して耐性を生じ易いもの等であり、このような慎重な使用が求められている医薬品は、当該医薬品の使用が不可欠な症状（予防のために用いられる医薬品にあつては、その使用が可能な状態。以下同じ。）が見られる場合に限られるとともに、その使用期間中に獣医師の特別の指導が必要とされている。

2 このため、その適正な使用を図るため、投与又は処方に当たっては獣医師自らが診察し、症状を的確に把握する必要がある。

ここで、獣医師法第18条に規定する「診察」とは、触診、聴診、打診、問診、望診その他手段のいかんを問わないが、現代の獣医学的見地からみて疾病に対して一応の診断を下しうる程度の行為でなければならないと解しているため、当該家畜に直接対面して診察することを一度も行わずに、電話、FAX等により、当該家畜の症状等を飼養者等から聞き取るのみでは、要指示医薬品を使用することが不可欠な症状であるかどうかを的確に把握し、正しい診断を下すことは通常は困難であると考えられる。

3 したがって、当該家畜に直接対面して診察することを一度も行わず、要指示医薬品を処方することは、一般的には獣医師法第18条の規定に違反するものである。